

令和元年7月16日

広島市公民館利用者の皆様

広島市長

消費税率の引き上げに伴う広島市公民館使用料の改定について（お知らせ）

広島市では、平成31年第1回広島市議会定例会において、平成31年10月からの消費税率の引き上げに伴う公民館の使用料改定に係る広島市公民館条例の一部改正が議決されました。これに合わせて、半額等減免（4号減免<sup>※</sup>）の減免後の額も下表のとおり、消費税率の引き上げを考慮し改定しましたのでお知らせします。

つきましては、令和元年10月1日以降に使用承認するものについては、新しい使用料及び減免後の額が適用されます。

なお、令和元年9月30日までに使用承認（徴収済）を受けた場合でも、10月1日以降に時間延長の変更が生じた場合などは、その延長分は新しい使用料及び減免後の額が適用されますので、ご注意ください。

※ 本市の区域内に住所を有する者で構成される地域団体又は本市の区域内に所在する市民活動団体が社会教育を通じて地域社会の向上に寄与する目的のため使用するとき。ただし、第1号若しくは第2号により減免されるとき又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときを除く。

区 分	公民館名	使用料の額（1時間までごとに）			
		改正前		改正後	
		条例額 （旧）	減免後の額 （旧）	条例額 （新）	減免後の額 （新）
ホー ル	二葉、佐東（ホール1）、安、船越、湯来西公民館	4,640円	610円	4,720円	620円
	竹屋、舟入、牛田、早稲田、青崎、似島、己斐上、古田、鈴が峰、井口、佐東（ホール2）、東野、安東、祇園西、戸山、真亀、倉掛、口田、三入、可部、日浦、阿戸、矢野、五日市公民館	4,170円		4,240円	
	中央、祇園、高陽、安佐公民館	3,250円		3,310円	
	宇品、観音、白木、瀬野公民館	2,320円		2,360円	
大集会室	中央、吉島、戸坂、段原、大河、仁保、楠那、三篠、南観音、己斐、草津、古市、安、沼田、大塚、亀山、安佐、中野、船越、湯来南、石内、河内、八幡、坪井、五日市公民館	1,390円		1,410円	
会議室、研修室、実習室、和室	（略）	460円	200円	460円	200円